

「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会取りまとめ（案）」に寄せられた
パブリックコメントについて（概要）

- ・実施期間：平成29年3月17日～4月15日
- ・意見提出件数：69
（なお、1件の中で、複数の御意見をいただいている場合がある。）

主な御意見は以下のとおり。

<全体について>

- ・国の責任においてポジティブリストを管理するのであれば、標準的な試験方法や指定要件を整備し、透明性を高くした、公平なルールのもとに運用される制度になることを希望する。
- ・ポジティブリスト制度化にあたっては既存物質の取り扱いを含め、市場の混乱を招くような仕組みにならないことを希望します。
- ・ポジティブリスト物質は誰もが入手することのできるリストとして国内外へ公表されることを希望します。
- ・今回の新しい規制に関係する事業者が準備等を進めるために、具体的に全体のスケジュールがどうなるのかを明確にして公開していただきたい。
- ・取りまとめ（案）の内容を速やかにそして確実に遂行してください。
- ・合成樹脂のポジティブリスト導入に際しては、対象となる材料や用途を明確にし、段階的な導入など使用者に混乱が生じないように配慮願いたい。
- ・本検討会の取りまとめ（案）にある今後の課題に対して十分にご検討をいただいた上で明確な方向性を示していただきながら、十分な移行期間を持つなど最終商品への影響を抑えられるようにご配慮いただきたい。
- ・ポジティブリストへの移行期間は十分な時間的猶予を設け、メーカーへの負担を極力軽減させることも必要。
- ・ポジティブリスト制度下で設計・製造・販売される製品が、消費者にとってより安全な製品となる様、ネガティブリスト→ポジティブリストへの移行期間を十分に検討して頂きたいと考えます。
- ・中小零細事業者(容器包装/食品とも)が対応可能な制度にして欲しい
- ・現在の三衛協の仕組みは浸透定着している。これを尊重して欲しい。
- ・いきなりポジティブリスト化では無く、業界団体の自主基準を活用して、国が共通ルールを定める方がベター。

- ・NL 規制で大きなトラブルも無いので、NL 規制を徹底すべきではないか。
- ・制度の国際的な整合性を図ること。
- ・国際的な整合性は可能な限り取って頂きたい。その上で、公平・公正を旨としながらも、日本も主張するところは主張し、独自に許可するものがあったとしても良いと思う。
- ・日本における容器開発は各国の中でも非常に競争力を持った技術であることから、この機会に諸外国の規制や状況と整合性の取れる「世界基準の制度化」を目指すべき。
- ・ポジティブリスト制度を導入している国々との相互承認を視野に入れて制度化を検討して欲しい。
- ・厚生労働省及び農水省・その他の官庁においてダブルスタンダードにならないようにして戴きたい。
- ・3衛協等のポジティブリストと行政で管理されるものがダブルスタンダードになることは避けて頂きたい。

<現状と課題について>

(業界の自主管理)

- ・業界団体による自主管理について、確保する衛生レベルなど内容面に関して海外の法制に比べて劣るとは指摘されていない。無意味に過小評価したり誤解を与えるような記述は不適切である。
- ・軟包装衛生協議会の取組状況について、具体的に明示して頂きたい。

(器具及び容器包装をめぐる現状)

- ・包材の出荷数量が「過去20年間減少傾向にある」とされていますが、少子高齢化による容器包装の小型化、景気の上向き等を反映して最近は出荷数量が増加傾向にあります。

<業界団体及び企業からのヒアリングについて>

- ・これまでの業界団体による自主規制が衛生確保に寄与してきた等の旨を追記すべき。
- ・食品等製造事業者より、原材料組成の指定がある場合や、原材料組成の開示を強制される場合もある。

<PL 制度導入の対象について（器具の取扱）>

- ・合成樹脂は、器具にも広く使用されており、当該事業者にも十分なお配慮をお願いします。
- ・器具について、欧米等の諸外国の制度で認められている材料、用途について、整合性がとられるよう配慮いただきたい。
- ・製造工程で使用する器具扱いのもの(カラムに充填した樹脂、フィルターなど)が、対象になっているか不明確です。製造に用いられる器具は別途規制を設定すべきと考えます。
- ・合成吸着剤を食品用器具及び容器包装として取り扱っているが、使用用途、製造者が限られているため、業界団体が無い。合成樹脂のポジティブリスト導入に際しては、対象となる材料や用途を明確にし、段階的な導入など使用者に混乱が生じないように配慮願いたい。
- ・器具に関しては、欧米では、「繰り返し使用」する場合の特例的なリスクアセスメントがある一方、器具では容器包装では一般的ではない高温での使用実態も考えられ、対応する評価基準の策定も必要。国際整合の観点からもこれらの項目をリスク評価手法に取り入れることは必須。

<対象となる材質について>

- ・ポジティブリストが段階的に整備される場合、どのような順番でリスト化されるのでしょうか。
- ・熱硬化性樹脂については、熱可塑性樹脂と同時期にポジティブリスト化を実施すべき。
- ・熱可塑性プラスチックのような体制は他の材質では構築が難しいと考えます。
- ・器具及び容器包装等で、内容物が食品であるものは幅広く対象とすべきと思います。器具及び容器包装等を構成する全てのマテリアルを対象とすべきと思います。
- ・食品用器具及び容器包装に使用されている製品及び材料は、それぞれの特性により、使用用途、使われ方は異なることから、関係業界のヒアリング等により実態の把握を丁寧に行っていただくようお願いしたい。
- ・ガラス、陶器、木製容器、竹や竹の皮等については、業界などからのヒアリングの対象になっていません。合成樹脂が、他の素材と比較して不当に不利な環境にならないように配慮すべきかと思えます。
- ・合成樹脂でPL制度の法制化を行うのは、業界自主規制が海外品に対して強制力がないことを法制度によりカバーする必要性が出てきたからであること等、その旨を記載すべきである。

<リスク管理すべき物質の範囲について>

- ・接着剤は、原材料の種類が非常に多い等からポジティブリスト制度の導入は非常に難しいと考えている。
- ・容器包装に使用される合成樹脂には、インク、接着剤、コート樹脂積層体、蒸着層積層体等、業界会団体でポジティブリスト化されていないものや、業界団体で対象外とされている

る材料も多く使用されている。対象とされる合成樹脂については、三衛協団体等でポジティブリスト化されているものを優先とし、その他のものについては、安全性評価基準等を明確にした後に、順次導入すべきである。

- ・使用基準のない食品添加物は、国民の健康を損なう恐れがないと考えられ、対象からは除外してほしい。
- ・食品包装用インキは業界の自主規制（ネガティブリスト制度）の他、数多くの安全性評価により設計・製造・販売されており、現在でもその安全性は極めて高いレベルと考えます。しかし、昨今の国際的な動向や、最終消費者の立場から食の安全・安心を考えた場合、ポジティブリスト制度の導入は当然なのだろうと思います。

<PL 制度の対象範囲について>

- ・食品接触部分と非接触部分という考え方で整理すべき。
- ・当面、食品接触面を優先し、非接触面は別の安全制評価基準を設定して導入すべき。
- ・食品用容器包装において合成樹脂が単層で使用される例は少ない。多層化された材料の種類（合成樹脂、紙、アルミ等金属、接着剤、インキ等）や層構成（各材質の位置やファンクショナルバリアの有無等）によるポジティブリスト制度の対象となる範囲を明確化していただきたい。
- ・機能性バリア層として、食品非接触層として積層使用された場合、食品側への溶出量は、食品直接接触面での使用よりも減少し、リスクは小さくなることから、安全性評価基準を別に設定すべきである。
- ・溶出しないと判断できる方法としてはシミュレーション等の合理的・実用的なものが望ましい。
- ・合成樹脂だけ食品接触層も対象とするのは公平性に欠けると思いますので、合成樹脂以外の材料の規制ができるまでは、食品非接触層の合成樹脂についてはポジティブリストに従うことを義務ではなく、推奨にしていきたい。
- ・食品非接触面に使用されている合成樹脂を対象外とし、食品接触面の合成樹脂だけを対象として頂きたい。
- ・米国・欧州の法制度では、機能性バリア、多層品の考え方が組み込まれていますが、日本では今回の検討会を含めて一度も機能性バリアについて審議されていません。国際的には正しい考え方であり、今後は十分に取り入れるべきと考えますが、この点は慎重に扱って頂きたいをお願いします。
- ・自主規制の中では食品直接接触層を対象とした制度で運用してきており、食品に接触する部分以外の層を規制の対象とするには分析手段、判断基準など整備しなければならない課題は多いことが考えられるため慎重な議論を望みます。
- ・食品接触面に合成樹脂が使われている場合には PL の対象とする事であれば、容器の特性に配慮しながらも、一貫性のある基準とすべきと考えます。
- ・食品接触面以外を含んだ制度を設計する場合は、その内容次第では中小規模事業者のみな

らず大手企業でも対応困難な負荷が生じる可能性があると考えており、できるだけシンプルな、可能であれば食品接触面に限定した制度等を検討頂ければと考えます。

- ・食品非接触面（例：中間層）の取扱いについて、三衛協の自主基準に含まれていない接着剤、印刷インキ等は、日本接着剤工業会や日本印刷インキ工業会等の自主基準を採用して頂きたい。
- ・不純物、副生成物など各原材料メーカーが管理出来ない部分の責任範囲を明確化すべき。

<リスク管理方法（溶出量管理・添加量管理）>

- ・食品用器具及び容器包装を製造する企業における新製品開発を遅延させる事や手間・労力・費用の増大を避けるために、「添加量規制」による管理にしていきたい。
- ・溶出量と添加量の相関を把握した上で、管理方式は添加量による管理にしていきたい。
- ・産業界の負担が大きくなるように添加量規制で制度を組み立てて欲しい。
- ・欧州型の溶出量規制による制度を採用する場合は、実際に、どのように運用されているのかを良く調査いただき、運用面も踏まえ、本当に添加量規制より安全と言えるのかを十分確認して頂きたいと考えます。
- ・三衛協や米国の制度（添加量規制）が管理しやすく、欧州型の溶出量規制は、負荷が増大する。軟包装は実施困難では。
- ・軟包装材料については、溶出量型のリスク管理を実行する場合の負荷が大きすぎるため、従来の仕組みの延長である添加量型の採用をお願い致します。

<新規物質の PL 収載>

- ・ポジティブリストに登録されていない物質であっても、安全性評価を実施し、問題のない場合は、申請により、ポジティブリストへ登録できるようにし、業界等に混乱が起きないようにすべきである。
- ・欧米のポジティブリストに収載されていれば、すべて新たな試験を必要とせず、欧米で行った安全性試験の結果も参照して日本のポジティブリストに収載できる様にしていきたい。
- ・信頼できる文献情報や欧米での許可理由の情報収集等で、安全性や安全な使用量（摂取量）が確認できれば、その情報をもとに許可するようにしていきたい。
- ・費用含めて業界に大きな負担がかからないような評価・申請制度の検討もお願いしたい。
- ・新規樹脂はどうなるのでしょうか。樹脂別の規制を検討されるのであれば、新規樹脂の認可方法についても検討していただきたい。
- ・一般的に水分の多い食品素材以外に油脂類や香料などの油性や揮発性の素材を扱いますので、各食品素材の特性に合わせた容器の規格基準を示していただきたい。
- ・米国の FCN 制度の様な仕組み導入もぜひ検討していただきたい。
- ・ポジティブリストへの新規物質追加について、適度な速度で進むように管理方法を検討し

て欲しい。また、新規物質の評価が滞ってしまう可能性が高いと判断された場合は、米国の FCN 制度のような仕組みについてもぜひ検討して欲しい。

- ・海外（米国、欧州等）で PL 登録されている樹脂、原材料を国内で審査する場合は、簡易化する措置を盛り込んで頂きたい。
- ・事業競争力の観点で新規物質申請をした場合、申請者のみ一定期間の使用が認められる制度の導入を検討して頂きたい。例えば、米国の食品接触届出制度（FCN）では、既に、特定された製造業者だけにより上市できる。

<リスク評価>

- ・ポジティブリスト（PL）制度が適切な制度であるためには、PL に適切な物質を掲載することが必要不可欠で、掲載への評価基準が適切であることが非常に重要。管理制度としての PL 制度の是非に関する議論や結論には、その評価基準の妥当性検証が不可欠と考えます。
- ・ポジティブリスト化する前にリスク評価方法を明確にしていきたい。
- ・早期に安全性評価基準（ガイドライン）を明確に定めて頂きたい。
- ・安全性評価に必要なばく露量（食事中濃度）の推算方法は、ばく露量の精緻化および国際整合の観点で、海外法規（例：米国、欧州）の考え方（消費係数、ファット換算係数等）を参照することも可能として頂きたい。
- ・新たにポジティブリストへの収載にあたっては、添加量と食品中への溶出量との関係調査や毒性評価は必要であるが、遅滞なく進む様な評価方法を検討していただきたい。
- ・業界団体がこれまで自主的に運用してきた制度よりもリスク評価に時間を要することがないように、迅速な対応ができる仕組み作りを要望いたします。
- ・リスク評価については、海外整合性の観点から、また新製品開発のスピードを阻害しないため、添加剤のばく露量（食事中濃度）に応じた有害性試験（例：変異原性試験等）による既存の評価方法を取り入れて頂きたい。
- ・新しく物質をポジティブリストに登録する時の手続きは新製品開発の阻害になることのないようなリスク評価のしくみを希望します。
- ・対象となり得る素材のリスク評価基準については欧米を参考とするにしても、現状を鑑みながらより柔軟な対応が望ましいと考えます。
- ・安全性の評価基準に変更がある場合は、それぞれの評価に相当な時間がかかることが予想されますので、十分な移行期間を設定していただき、市場の混乱を避けるようにしていただきたい。
- ・リスク評価については、すべて新たに評価を行うのではなく、国内外ですでに評価を行っており信頼のできるデータがある項目については、そのデータを利用できるようにしていただきたい。
- ・長い間の管理経験のある業界団体（3 衛協）を認定機関として利用してリスク評価を行う事をご考慮願いたい。

<既存物質の取扱>

- ・三衛協団体のポジティブリストでは、自主管理として問題なく実績のあるものであり、三衛協団体のポジティブリストも十分配慮すべきである。
- ・従来から使用されている既存物質については、これまでの使用実績（大きな健康被害が確認されていないこと）を踏まえ、一定の要件（業界団体や諸外国のポジティブリストに掲載されている等）を満たす場合には、引き続き使用することが可能となるようにして頂きたい。
- ・引き続き使用できるよう措置すべきなのは、衛生的な添加であることを現在の官民の対策下で確認している器具・容器包装及びその原材料である。
- ・他国の制度において、その使用が認められたものは認めるべきと考える。在外製造業者への非関税障壁になりかねず、また、国内製造業者においても、材料、部品の使い分けが発生するおそれがあり、グローバルに展開する製造者に不利益となる。
- ・諸外国の制度との整合性に配慮していただきたい。既に FDA 等で食品接触物として認められている用途、材質については、PL 収載に際して諸外国の情報を参照する等、リスク評価や登録を簡略化できるよう配慮願いたい。また、国家間の相互認証等により貿易上の障壁とならない様、配慮をお願いしたい。
- ・他国のポジティブリスト規制制度（アメリカの FDA 認可、欧州 PIM 等）で認可されたものを、日本で認める運用の配慮をお願いしたい。
- ・日本の規制が極力、世界（米国、欧州）と同じ基準値になるよう調整をお願いしたい。
- ・例えば東アジアにおいて PL 制度を導入した国家間で相互認証が設けられれば、輸入品の安全性を担保する基本的枠組みとすることができ、監視作業も大幅に軽減できる。

<事業者間の情報伝達の仕組みについて>

- ・秘密情報の保持に配慮した上で、リストの公開等、事業者負担にならないような方法を検討してほしい。
- ・第三者機関を介した、秘密情報を直接開示せずとも対応できる仕組みを整備してほしい。
- ・証明書発行の書式、項目、記載内容の統一化をお願いしたい。
- ・業界団体による自主基準の確認証明書制度を活用することで関連業界への負担を極力抑えることを視野に入れていただきたい。
- ・現在行われている業界団体からの確認証明書のようなシステムを継続していただきたい。ポジティブリスト適合品であることを「自己宣言」して情報伝達を行うシステムも考えられる。
- ・業界団体の確認証明書制度は、情報伝達の有効な手法ですが、会員限定の制度であり、非会員も利用できる第三者機関が必要と思います。
- ・容器包装販売事業者がポジティブリスト適合品であることを規格書等で宣言すれば、食品

等製造事業者は分析することなく判断ができるのではないか。

- ・ 第三者機関の活用とありますが、第三者機関について具体的に内容の記述をして欲しい。
- ・ 適合性情報は、以下の点を考慮して容易に入手可能とすること。(1)小規模の食品製造事業者も必要な情報を確実に入手できること。(2)情報内容の確認や理解に高い専門性を必要としないこと。(3)証明書の記載内容に統一性を持たせる等して、フードチェーン間の情報共有が容易に行えること。
- ・ 川上～川下までのサプライチェーンを構築し、各メーカーが情報共有化できる仕組みが必要と考えます。
- ・ 適合宣言や業界団体の確認証明制度など複数の証明方法が考えられるが、複数の方法を認めることによる混乱を避けるようお願いします。
- ・ 添加剤の量や種類は、品質の最適化等の目的で変わるケースがある。適合性、使用可能な条件に変更がない場合は、組成情報の更新は努力義務にとどめることを望みます。
- ・ 事業者間のレベルに差を生じない、事業者の負担が増えない、容器包装ユーザーが容器包装メーカーに過度な要求をしないことと書式等の整備が望まれる。
- ・ 下流側の過度な情報提供要求にならないようにしてほしい。
- ・ 中小・零細食品メーカーの多くは、一般的に資材原材料の規格保証書を受け取ってはいない。仮に規格保証書があっても、その内容の理解は困難であるとみられる。そのため、納品書にPLの適合証明などを添付する等の義務化付けることを要望する。
- ・ リサイクル材の情報伝達の仕組みを検討して頂きたい。
- ・ 海外調達品(素材や部品等)の適合宣言等の情報伝達のあり方と輸入時の確認方法等について、信頼性の確保ができるよう仕組み等の検討をお願いしたい。
- ・ 証明書発行枚数からみて、現在上市されている製品の大半をカバーしているとは言えないのは明らか。
- ・ 容器包装事業者の大半は中小規模事業者。金銭的・人的負担が大きいことが予想される。仕組みや支援の方策を検討してほしい。

<適正な製造管理を担保するための仕組みについて>

- ・ 「自主管理ガイドライン」の中小規模事業者への活用や、中小規模事業者内での具体的な自主管理実行に関しては、支援等十分配慮していただきたい。
- ・ 事業者の種類によって管理すべき項目は異なることから、事業者の種類ごとに管理項目を明確にしていきたい。
- ・ GMPの制度化に関しては、具体的にはISO、HACCP、FSSC22000等の民間認証をすでに受けている企業が多いことからそれらを活用していただきたい。また、民間認証だけでなく、軟包装衛生協議会が実施している自主基準による認定工場制度等、業界団体の取り組みも活用することを検討していただきたい。
- ・ 「自主管理ガイドライン」の作成においては、ISOやFSSCなどとの整合性も考慮して欲しい。また、ぜひとも中小規模事業者へ十分配慮をしていただきたい。

- ・将来、製造管理の制度化や義務化する場合、多様な器具・容器包装製造業者の実態を把握したうえで適切な対応ができる制度として欲しい。
- ・既に ISO9001 などの品質マネジメントで製造管理されている業者も多いので、ISO9001 の仕組みを考慮し過剰な管理を求めることが無いように配慮願いたい。
- ・通知される予定の自主管理ガイドラインにも、GMP についての内容が含まれると推定しておりますが、新制度におけるガイドラインの位置づけを明確化して頂きたいと考えます。

<事業者の把握及び地方自治体の監視指導について>

- ・地方自治体が食品用器具・容器包装の製造事業者を把握する方法としては、届け出制がよいと考える。輸入事業者についても同様に届け出制にすべき。
- ・地方自治体が把握した結果は定期的に国に報告して、国としても全国の事業者を把握しておくべきであると考えます。
- ・届出の内容を示してほしい。
- ・自治体により、これら届出、監視指導に程度の差が発生するような場合は、事業者に混乱が生じる恐れがあるところ、事前の調査・調整、もしくは導入への十分なリードタイムの確保といったことが必要と考えます。
- ・地方自治体の監視指導に関して具体的にどのような内容にするのか。
- ・国内に流通している食品用容器包材について、具体的にどこでどのように監視・指導をしているのでしょうか。
- ・国内的には、PL 制度の対象にならない容器包装、あるいは容器関連で業界団体に加入していないアウトサイダー的な部分をいかに効果的に管理監督して行くかが課題。
- ・PL 適合性を確認するために、物質の同定、定量、食品への移行量の確認などの分析法による監視制度を導入されると事業者の負担は大きくなるので避けて頂きたい。
- ・自治体内のすべての製造事業者の製造管理の状況把握等を通じた監視指導を定期的に行う事は事実上不可能である。製造管理の状況の把握は、例えば定期的に地方自治体から事業者へ、例えば国で作成した自己チェックシートを送って、自己チェックした結果を記入したシートを回収して確認するという手段も考えられる。
- ・意図せず PL に不適合である資材を使用した場合、食品製造事業者に行政上の罰則を科すのは不合理である。意図しない使用は行政罰の対象外とすることを要望する。
- ・不適合資材及び不適合資材を使用した食品の販売継続の可否、回収の必要性の有無については、行政が安全性評価を行った上で、その判断と公表を行うべきである。

<輸入品について>

- ・通関手続に今以上に時間がかかるのではと懸念する。海外メーカーからの書簡で通関が認められるようにしてほしい。
- ・中身が入った状態では正確な検査ができない。通常、現地から空容器を入手して検証検査

を行っているが、国の検証検査の実施方法を検討すべき。

- ・海外調達品に関する適合宣言、情報伝達のあり方、輸入時の確認方法等について検討してほしい。
- ・輸入品についても同一の規制内容で管理すべき。公平な競争ができるよう同様の規制を実施してほしい。
- ・食品と一体で輸入される容器包装の監視作業は非常に困難。国家間での相互認証の検討をしてほしい。
- ・輸入品についても、国内品と同じ管理を行うべき。海外の輸出元の監視・指導をどのようにするのか検討が必要。

<事業者の事務負担の増加配慮・効率化、中小規模事業者について>

- ・新しい規制の方法、全体のシステムとしては、現状と比較して食品用器具・容器包装事業者の負荷や手間が少しでも増えない様にしていただきたい。また、企業として重要な活動の一つである「新製品開発」についても、安全性評価の複雑化等によって現状より遅延したり、期間が伸びない様にしていただきたい。
- ・事業者にとって新しい制度が負担増にならない制度、強いて言えば、現在の負荷と変わらない制度になることを強く望みます。
- ・申請から承認に長時間を要するようなことがあれば経済活動にも影響を及ぼすことが懸念されます。現在実施している各衛生協議会などの仕組みの活用や、申請から承認までの期間を現在の民間自主規制同等に運用されることを望みます。
- ・事業者にとって新しい制度が負担増にならないことを強く望みます。
- ・大手中小を問わず、事業者間でレベルに差を生じないこと。

<事業者、消費者への周知について>

- ・ポジティブリストの法制化により、今までよりも容器包装に対する安全性が担保される制度になることを一般消費者、関係業界団体等へ周知して欲しい。
- ・制度の導入に際し、事業者、消費者に対し、周知を図る必要がある。特に、事業者、輸出入事業者等が必要な情報を得られるよう、器具及び容器包装製造・販売事業者が情報提供に努める等、様々な機会を通じてフードチェーン全体に制度を浸透させる必要がある。
- ・今回ポジティブリストが法制化され、国が管理する様になる事により、今まで以上に食品用器具・容器包装に対する安全性が担保される様になることを、国が一般消費者や関係業界団体に周知する様にしていきたい。
- ・食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度の導入を進めるには、一般消費者の理解も重要です。事業者の取り組みを支援するため、食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度について、消費者の理解促進につながるよう周知を図ってください。
- ・容器包装製造者への周知はもちろんです、製造事業者に過度な要求を避けるために食品

事業者への周知、正しく理解して頂くことへのご配慮をお願い申し上げます。

- ・今後、自主管理ガイドラインベースでは、国が公表するリスト（公開）と協議会のリスト（非公開）の2つが併存することになる。協議会リストの最新情報が、速やかに国のリストに反映され広報される仕組み、例えばPL制度の専用サイトを作りたい。
- ・今回の取り組みについては、制度の海外整合性、海外からの輸入品の安全問題が背景にあること、海外でも広く注目されていることから、日本語と並行して英語による情報提供をタイムリーに実施されたい。また法令、通知、国のリスト、Q/Aなどを含めたPL制度の専用サイトを設計されたい。
- ・家電業界では、海外メーカーからの素材や部品の購入も多く、その際調達先の海外メーカーが情報提供を行ってくれるかの問題がある。少しでもこのような問題をなくすため、改正内容の情報の公表を海外に対しても十分実施して頂く等の配慮をお願いしたい。

<再生材料の取扱について>

- ・リサイクル材料を他の素材と同様にポジティブリスト対象にする場合は適合性をどのようにして確認するのかを検討する必要がある。
- ・既に発令されているH24年4月27日付けの「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に従うべき。
- ・貴省が行政指導のために発出された<再生プラスチックの指針>は、使用済食品容器から再生された原料を使用する基準（閾値）を明確に規定しています。この<指針>の規制は、PLが導入されると不純物の範囲が決まるので規則として有効であると考えます。

<アクティブ物質、インテリジェント物質、ナノ物質の取扱について>

- ・アクティブ物質、インテリジェント物質等は、三衛協等の自主基準ではポジティブリスト化されていない。このような機能性物質の安全性評価基準を早急に設定し、安全性が確認されたものが、ポジティブリストに掲載され、使用が認められるように制度の設定をお願いする。
- ・アクティブ材料（例：抗菌仕様など）およびインテリジェント材料分野についても、安全性確保策や法制化を検討して頂きたい。

<乳等省令と他の器具容器包装の規格基準の統合について>

- ・ポジティブリスト制度の導入に際し、乳等省令で定める器具及び容器包装の規格基準について、他の器具及び容器包装の規格基準と統合すべきである考えに賛成である。

<その他>

- ・食品製造事業者には、包装資材も中身同様に製造、使用責任がある。
- ・法第3条を改正する場合には、従来の加工業者への責務と原材料事業者への責務を明確に区別してほしい。
- ・食品安全の面から包材の安全性は非常に重要なので、食品業界等の容器包装のユーザーの意見も必ずヒアリングして頂きたいと思います。

- ・今後国がポジティブリスト化によって安全確保・管理を進めていくにあたっては、民間団体の今までの評価データ、管理手法、評価方法、ポジティブリスト等を参考・活用するだけでなく、これらの民間団体に国の業務を委託する等してうまく活用し、新しい規制が円滑に運用できる様にしていきたい。
- ・PL制度の制度設計・運用においては、官民それぞれの役割分担・連携が必要と考えられる。具体的には民間の関与（認証）が現実的な選択肢であると考えられる。
- ・制度のあり方に関して、民間に関する言及は、規制を受ける者としての記述であり、管理主体としての役割の記述がない。管理ルール制定に民間に関わるべきこと、あるいは少なくともその可能性があることを記述することが必須と考える。

- ・消費者が、PL適合製品とPL不適合製品を明確に区別できるよう、消費者庁と協同し適切な表示のあり方について議論されたい。
- ・表示を義務化するのであれば、中小企業・小規模事業者に対する配慮をしてほしい。
- ・容器包装自体にマーク表示をすることの要望がある。

- ・ポジティブリストの作成は必要と思いますが、それによって各企業の負担が増える為、政府機関としては、猶予期間、費用の補助等、配慮する必要があると思います。
- ・不確実な危険性の報道で、風評被害の影響力が多大であると感じている。政府や業界が事前に国民不安を解消できるような歯止め策の強化が必要であると考えられる。
- ・規格基準が設定された10余の樹脂以外の樹脂への規格基準適用拡大、乳等省令の告示第370号との統合、リサイクル材料、アクティブ材料（抗菌仕様など）、インテリジェント材料、ナノ材料については、既に課題としては繰り返し示されていること、新興リスクとして関心の高い材料もあることから、今後は具体的取り組みを明確にされたい。
- ・ポジティブリスト導入は最終消費者にとってメリットの大きい制度である一方、生産者（企業）は製品の原料変更・スペック維持等、時間とコストを要します。
- ・諸外国の規制を準拠させて製品については、政府主導で、付加価値としてコストにプラスできる仕組みが必要と考えます。
- ・食品用器具及び容器包装で、諸規制に関わる分析調査は、資料要求された側が費用負担する事が望ましいと思います。
- ・各事業者の負担が大きくなるよう、溶出検査費用などの援助をするべき。
- ・毒性試験等金銭的に負担の生ずる可能性の有る場合については、容器包装製造事業者が負

担する事の無いように盛り込んで戴きたい。

- ・厚生労働省の担当課の人員を大幅に増やし、しっかりと対応して頂きたいと思います。